



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年5月17日火曜日 第2773号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(経営支援課) ...	399
地籍調査事業計画の公表.....	(農政課) ...	400
保安林の指定の解除.....	(森林整備課) ...	400
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ...	400
土地改良区役員の就退任の届出(4件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	400
土地改良区の定款変更の認可.....	(") ...	402
指定居宅サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	402
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	402
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	403
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ...	403

公 告

インターネット閲覧用仮想端末環境の借入れ.....	(情報政策課) ...	403
サンドボックス及びエンドポイントセキュリティシステムの借入れ.....	(") ...	405
電子計算機(ホストコンピュータ)一式の借入れ.....	(警察本部会計課) ...	406
ホストコンピュータ等及び免許台帳ファイリングネットワーク一式の借入れ.....	(") ...	406

選挙管理委員会告示

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額に関する規程の一部改正.....	(選挙管理委員会) ...	407
愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部改正.....	(") ...	408
個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....	(") ...	408

労働委員会告示

あっせん員候補者の公示.....	(労働委員会事務局) ...	409
------------------	----------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第576号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年5月17日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
フジ東予A	西条市周布715番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳	平成28年 4月1日	平成28年 4月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第577号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジ東予B	西条市周布713番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳	平成28年 4月1日	平成28年 4月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第578号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成28年度の事業計画を、平成28年4月28日次のとおり定めた。

平成28年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	摘 要
大 洲 市	長浜の一部	平成29年3月31日まで	地籍調査
	新谷の一部	〃	〃
	菅田の一部	〃	〃
	宇津の一部	〃	〃
	新谷の一部	〃	数値情報化
	菅田の一部	〃	〃
	長浜の一部	〃	〃

西条市大浜字山谷6490の1・市之川字白目ノ向6503の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電変電設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第579号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除に係る保安林の所在場所

○愛媛県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市朝生田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任

した旨の届出があった。

平成28年 5月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 要	松山市朝生田町二丁目 2 番15号
"	朝 村 睦	松山市朝生田町七丁目 5 番25号
"	佐 藤 幸 久	松山市朝生田町三丁目 4 番25号
"	松 本 誠 一	松山市朝生田町三丁目 5 番18号
"	大 西 基 治	松山市朝生田町四丁目 1 番19号
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町二丁目 6 番 8 号
"	松 本 俊 一	松山市朝生田町一丁目15番17号
監 事	白 石 博 行	松山市朝生田町三丁目 6 番 5 号
"	松 本 淳 一	松山市朝生田町三丁目 5 番32号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 要	松山市朝生田町二丁目 2 番15号
"	朝 村 睦	松山市朝生田町七丁目 5 番25号
"	佐 藤 幸 久	松山市朝生田町三丁目 4 番25号
"	松 本 誠 一	松山市朝生田町三丁目 5 番18号
"	大 西 基 治	松山市朝生田町四丁目 1 番19号
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町二丁目 6 番 8 号
"	白 石 博 行	松山市朝生田町三丁目 6 番 5 号
監 事	松 本 俊 一	松山市朝生田町一丁目15番17号
"	松 本 淳 一	松山市朝生田町三丁目 5 番32号

○愛媛県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市古川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 浩 二	松山市古川西一丁目12番 5 号
"	堀 田 和 雄	松山市古川南二丁目14番 1 号
"	有 光 晃	松山市古川南二丁目13番21号
"	今 村 健 二	松山市古川南一丁目16番25号
"	高 市 茂	松山市古川南二丁目17番15号
"	大 西 尚 正	松山市古川西三丁目 6 番19号
"	松 本 健 一	松山市古川西三丁目 4 番 6 号
"	大 西 光 章	松山市古川北一丁目15番 8 号
"	今 村 邦 夫	松山市古川西二丁目 1 番 3 号
"	有 光 久 計	松山市古川南三丁目18番24号
"	今 村 祐 一	松山市古川南二丁目17番30号
"	堀 内 英 昭	松山市古川北四丁目10番21号
"	今 村 泰 藏	松山市古川南二丁目 2 番11号
"	松 本 清 孝	松山市古川西三丁目14番18号
監 事	浅 井 正 廣	松山市古川北四丁目 7 番12号

"	大 西 憲 治	松山市古川南二丁目16番31号
---	---------	-----------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 浩 二	松山市古川西一丁目12番 5 号
"	堀 田 和 雄	松山市古川南二丁目14番 1 号
"	有 光 晃	松山市古川南二丁目13番21号
"	今 村 健 二	松山市古川南一丁目16番25号
"	高 市 茂	松山市古川南二丁目17番15号
"	大 西 尚 正	松山市古川西三丁目 6 番19号
"	松 本 健 一	松山市古川西三丁目 4 番 6 号
"	大 西 光 章	松山市古川北一丁目15番 8 号
"	今 村 邦 夫	松山市古川西二丁目 1 番 3 号
"	有 光 久 計	松山市古川南三丁目18番24号
"	今 村 祐 一	松山市古川南二丁目17番30号
"	堀 内 英 昭	松山市古川北四丁目10番21号
"	今 村 泰 藏	松山市古川南二丁目 2 番11号
"	松 本 清 孝	松山市古川西三丁目14番18号
監 事	浅 井 正 廣	松山市古川北四丁目 7 番12号
"	大 西 憲 治	松山市古川南二丁目16番31号

○愛媛県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市福角町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 順 三	松山市福角町甲1756番地 2
"	西 山 秀 和	松山市福角町甲1656番地
"	柳 原 一 嗣	松山市福角町甲793番地 1
"	岡 本 勝	松山市福角町甲849番地 3
"	高 橋 英 治	松山市福角町甲1500番地 1
"	石 丸 正 樹	松山市権現町甲128番地 1
"	高 橋 正 彦	松山市福角町甲512番地
"	乘 松 達 夫	松山市福角町甲394番地 1
"	柳 原 健 二	松山市福角町甲340番地
監 事	西 山 貞 明	松山市福角町甲1651番地 1
"	岡 本 正 邦	松山市福角町甲862番地
"	石 丸 幸 信	松山市福角町甲570番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 丸 克	松山市福角町甲620番地 2
"	石 丸 幸 信	松山市福角町甲570番地 2
"	高 橋 英 治	松山市福角町甲1500番地 1
"	井 上 順 三	松山市福角町甲1756番地 2
"	西 山 貞 明	松山市福角町甲1651番地 1
"	乘 松 一 馬	松山市福角町甲318番地 2

"	乗 松 俊 文	松山市福角町甲828番地 2
"	岡 本 正 邦	松山市福角町甲862番地
"	柳 原 一 嗣	松山市福角町甲793番地 1
監 事	石 丸 正 樹	松山市権現町甲128番地 1
"	西 山 勉	松山市福角町甲1647番地
"	乗 松 悟	松山市福角町甲330番地

監 事	野 本 幸 忠	松山市吉藤五丁目1564番地
"	白 石 文 雄	松山市吉藤五丁目1274番地
"	松 岡 徳 征	松山市吉藤五丁目1222番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 幸 忠	松山市吉藤五丁目1564番地
"	白 石 文 雄	松山市吉藤五丁目1274番地
"	藤 野 進	松山市吉藤五丁目15番 1号
"	白 石 信 昭	松山市吉藤五丁目1233番地
"	能 田 光 春	松山市吉藤五丁目1129番地
"	藤 原 克 行	松山市吉藤五丁目18番24号
"	吉 川 宗 徳	松山市吉藤二丁目13番 6号
"	白 石 忠 雄	松山市吉藤五丁目1234番地
"	能 田 雅 雄	松山市吉藤五丁目1124番地 2
"	石 橋 靖 得	松山市吉藤五丁目1088番地
"	玉 井 俊 郎	松山市吉藤五丁目 4番 7号
"	藤 原 竹 雄	松山市吉藤五丁目10番48号
"	玉 井 義 一	松山市吉藤五丁目 8番10号
"	森 禎 郎	松山市吉藤五丁目10番26号
"	野 本 恭 志	松山市吉藤五丁目20番46号
"	野 本 浅 一	松山市吉藤五丁目18番28号
"	門 屋 誠	松山市吉藤一丁目 3番16号
"	門 屋 昭 弘	松山市吉藤二丁目19番19号
"	吉 川 庄 一	松山市吉藤二丁目 5番24号
"	野 本 時 生	松山市吉藤五丁目1571番地
監 事	光 峰 利 武	松山市吉藤五丁目 9番 2号
"	光 峰 早 教	松山市吉藤一丁目 4番 6号
"	松 岡 徳 征	松山市吉藤五丁目1222番地 1

○愛媛県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	吉 川 庄 一	松山市吉藤二丁目 5番24号
"	藤 野 進	松山市吉藤五丁目15番 1号
"	白 石 正 彦	松山市吉藤四丁目 5番59号
"	白 石 信 昭	松山市吉藤五丁目1233番地
"	田 房 勝 仁	松山市吉藤一丁目 4番21号
"	能 田 清 志	松山市吉藤五丁目1131番 2号
"	吉 川 宗 徳	松山市吉藤二丁目13番 6号
"	白 石 修 一	松山市吉藤五丁目 4番 8号
"	玉 井 伊 織	松山市吉藤五丁目10番10号
"	玉 井 博 樹	松山市吉藤五丁目 8番 2号
"	玉 井 俊 郎	松山市吉藤五丁目 4番 7号
"	野 本 敏 武	松山市吉藤五丁目1563番地
"	玉 井 義 一	松山市吉藤五丁目 8番10号
"	吉 久 昭 男	松山市吉藤一丁目 4番 1号
"	野 本 恭 志	松山市吉藤五丁目20番46号
"	門 屋 蔵	松山市吉藤二丁目18番15号
"	門 屋 誠	松山市吉藤一丁目 3番16号
"	藤 村 英 勝	松山市吉藤二丁目13番11号
"	田 房 賢 三	松山市吉藤五丁目10番33号
"	森 和 範	松山市吉藤五丁目18番21号

○愛媛県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、松山市西石井土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 5月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第586号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成28年 5月17日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社介護屋えにし	デイサービスいずみ	愛媛県大洲市長浜町出海乙 4 番地	平成28年 3月24日	通所介護
株式会社喜章	デイサービス喜来	愛媛県宇和島市和霊中町二丁目 3 番 8 号	平成28年 3月25日	通所介護

○愛媛県告示第587号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定（同法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改

正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年 5月17日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社介護屋えにし	デイサービスいずみ	愛媛県大洲市長浜町出海乙4番地	平成28年3月24日	介護予防通所介護
株式会社喜章	デイサービス喜来	愛媛県宇和島市和霊中町二丁目3番8号	平成28年3月25日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第588号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年 5月17日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 吉田介護保険事業所	愛媛県宇和島市吉田町東小路甲58番地5	平成28年3月31日	訪問入浴介護
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 津島介護保険事業所	愛媛県宇和島市津島町岩松甲471番地 宇和島市津島支所庁舎	平成28年3月31日	訪問入浴介護
社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会	湯島デイサービスセンター	愛媛県八幡浜市五反田1-806番地	平成28年3月31日	通所介護
社会福祉法人 西予総合福祉会	石城あんしんの家 れんげ	愛媛県西予市宇和町山田1863番地1	平成28年3月31日	通所介護
有限会社ケアホームマルニ	ケアホームマルニ	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2281番地1	平成28年3月31日	通所介護
有限会社ジャングル	デイサービス ゆずの家	愛媛県宇和島市新町2丁目2番11号	平成28年3月31日	通所介護

○愛媛県告示第589号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年 5月17日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 吉田介護保険事業所	愛媛県宇和島市吉田町東小路甲58番地5	平成28年3月31日	介護予防訪問入浴介護
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 津島介護保険事業所	愛媛県宇和島市津島町岩松甲471番地 宇和島市津島支所庁舎	平成28年3月31日	介護予防訪問入浴介護
社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会	湯島デイサービスセンター	愛媛県八幡浜市五反田1-806番地	平成28年3月31日	介護予防通所介護
社会福祉法人 西予総合福祉会	石城あんしんの家 れんげ	愛媛県西予市宇和町山田1863番地1	平成28年3月31日	介護予防通所介護
有限会社ジャングル	デイサービス ゆずの家	愛媛県宇和島市新町2丁目2番11号	平成28年3月31日	介護予防通所介護

公 告

平成28年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

1 入札に付する事項

(1) 件名

インターネット閲覧用仮想端末環境の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入物品の内容等

仕様書による。

(4) 借入期間

平成29年 1月 1日から平成33年12月31日まで

(5) 借入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) ISO27001の認証を取得している者であること。
- (3) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2287

- (2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成28年 7月 4日（月）から同月 6日（水）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を含める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）をいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成28年 7月 4日（月）から同月 6日（水）までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30

分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成28年 7月 6日（水）午後5時までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成28年 7月 7日（木）午前10時

愛媛県庁本館 1階 企画振興部政策企画局情報政策課システム設計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

(ア) 電子入札による場合は、平成28年 5月17日（火）から同年 6月10日（金）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、平成28年 5月17日（火）から同年 6月10日（金）までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成28年 6月10日（金）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Virtual Desktop System for Internet browsing , 1 set

- (2) Time limit of tender: 5:00 p.m. , 6 July 2016

- (3) For further information , please contact: Administrative Computerization Group , Information Technology Division , Policy and Planning Subdepartment , Planning and

Development Department, Ehime Prefectural Government,
4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2287

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

サンドボックス及びエンドポイントセキュリティシステムの
借入れ

(2) 借入物品名及び数量

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入物品の内容等

仕様書による。

(4) 借入期間

平成29年2月1日から平成34年1月31日まで

(5) 借入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）
に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、
入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札
参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に
当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該
金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨
てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者
であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当
する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の
製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認め
られ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の
事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規
定に該当しない者であること。

(2) ISO27001の認証を取得している者であること。

(3) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備
されていることを証明した者であること。

(4) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを
証明した者であること。

(5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中に
ない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場
所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2287

(2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成28年7月4日（月）から同月
6日（水）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の
休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1
項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の
日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）を
いう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成28年7月4日（月）から同月6
日（水）までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30
分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所
に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれ
らに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成28年7月6日
（水）午後5時までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成28年7月7日（木）午後2時

愛媛県庁本館1階 企画振興部政策企画局情報政策課システ
ム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から
第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査
申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札
参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合
は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

(ア) 電子入札による場合は、平成28年5月17日（火）から同
年6月10日（金）までの電子入札システムの稼働時間中に
提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、平成28年5月17日（火）から同年
6月10日（金）までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持
参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成28年6月
10日（金）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に
求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効
とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者
であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成され

た予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Sandbox and Endpoint Security System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 5:00 p.m. , 6 July 2016
- (3) For further information , please contact: Administrative Computerization Group , Information Technology Division , Policy and Planning Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2287

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電子計算機（ホストコンピュータ）一式の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
電子計算機（ホストコンピュータ）一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成29年 1月 1日から平成33年12月31日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成28年 6月29日（水）午後 1 時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成28年 6月29日（水）午後 1 時30分
愛媛県警察本部 2 階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 受領期限
公告の日から平成28年 6月17日（金）午後 5 時15分まで。
- (4) 入札の無効
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Host computer and others , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 29 June 2016
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

ホストコンピュータ等及び免許台帳ファイリングネットワーク式の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

ホストコンピュータ等及び免許台帳ファイリングネットワーク式（ハードウェア式、ソフトウェア式、搬入、据付け、配線、調整等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成29年1月1日から平成33年12月31日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

(2) 入札書の受領期限

平成28年6月29日（水）午後3時00分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成28年6月29日（水）午後3時00分

愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

公告の日から平成28年6月15日（水）午後5時15分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Host computer and others , 1 set

(2) Time limit of tender: 3:00 p.m . , 29 June 2016

(3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額に関する規程（昭和37年6月4日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年5月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員（以下「事務員」という。）、専ら公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」という。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」という。）及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者（以下「要約筆記者」という。）に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 要約筆記者 1日につき15,000円</p>	<p>第4条 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員（以下「事務員」という。）、専ら公職選挙法第141条 _____ の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」という。）及び専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」という。） _____ に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

愛媛県選挙管理委員会事務決規程（平成20年3月愛媛県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年 5月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示）第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。</p> <p>(1)～(45) 省略</p> <p>(46) 法第197条の2第2項の規定に基づき選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、<u>専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者に限る。</u>）に対して支給することができる報酬の額を定めること。</p> <p>(47)～(56) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>第1条 愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示）第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。</p> <p>(1)～(45) 省略</p> <p>(46) 法第197条の2第2項の規定に基づき選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者<u>及び専ら手話通訳 _____ のために使用する者に限る。</u>）に対して支給することができる報酬の額を定めること。</p> <p>(47)～(56) 省略</p> <p>2 省略</p>

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年 5月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略			省略		
			今治市朝倉福祉センター	省略	

今治市朝倉福祉センター	省略	
今治市吉海学習交流館	省略	
省略		
今治市宮窪余所国農村環境改善センター	省略	
今治市伯方児童館	省略	
今治市上浦開発総合センター	省略	
今治市関前開発総合センター	省略	
宇和島市役所大ホール	省略	
省略		

今治市鈍川地域住民学習センター	今治市玉川町鈍川丙226番地	220
今治市亀岡学習センター	今治市菊間町佐方2136番地	250
今治市歌仙地域住民学習センター	今治市菊間町高田27番地	150
今治市吉海学習交流館	省略	
省略		
今治市宮窪余所国農村環境改善センター	省略	
今治市宮窪友浦農村環境改善センター	今治市宮窪町友浦2576番地	180
今治市伯方児童館	省略	
今治市叶浦老人憩の家	今治市伯方町叶浦甲501番地 2	200
今治市伊方老人憩の家	今治市伯方町伊方1535番地	200
今治市有津老人憩の家	今治市伯方町有津甲792番地 1	200
今治市北浦老人憩の家	今治市伯方町北浦甲873番地 2	200
今治市瀬戸崎地域住民学習センター	今治市上浦町甘崎4649番地	230
今治市井口地域住民学習センター	今治市上浦町井口6605番地	200
今治市上浦開発総合センター	省略	
今治市上浦歴史民俗資料館	今治市上浦町井口7505番地	200
今治市岡山地域住民学習センター	今治市大三島町口総1366番地	130
今治市関前開発総合センター	省略	
今治市小大下老人憩の家	今治市関前小大下乙1352番地 2	60
宇和島市役所大ホール	省略	
省略		

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。
平成28年 5月17日

愛媛県労働委員会
会 長 村 田 毅 之

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会会長 松山大学法学部教授	35期 39期～42期	平成27年 8月31日
大 野 圭 介	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	42期	〃
横 本 恭 弘	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	42期	〃
小 田 敬 美	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	42期	〃
大 熊 伸 定	愛媛県労働委員会委員 弁護士	42期	平成28年 5月 9日
砂 田 篤 志	愛媛県労働委員会委員 愛媛県私鉄労働組合連合会副会長	40～42期	平成27年 8月31日
若 宮 強	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・自治労愛媛県本部執行委員長	40～42期	〃
筒 井 克 巳	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・U A センセン愛媛県支部長	41～42期	〃
杉 本 宗 之	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	41～42期	〃
菊 池 順 子	愛媛県労働委員会委員 前連合愛媛女性委員会副委員長	42期	〃
仙 波 誉 子	愛媛県労働委員会委員 株式会社岩本商会代表取締役社長	37～42期	〃
黒 田 周 子	愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長	38～42期	〃
伊勢家 勝 正	愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役社長	40～42期	〃
今 井 基 博	愛媛県労働委員会委員 住友共同電力株式会社取締役	38・42期	〃
大 西 宏 昭	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	42期	〃
大 西 章 博	愛媛県労働委員会事務局長		平成26年 4月 1日
大 西 伸 治	愛媛県労働委員会事務局次長		平成28年 4月 1日
白 石 光 弘	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		平成28年 4月 1日